令和７年度 第１回 富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会

議事録

日　時：令和７年 11 月 27 日（木）14：00～15：30
場　所：山梨県庁防災新館３Ｆ　３０４会議室（Web 併用）

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長挨拶
5. 議事
   (1) 富士川水系河川整備計画の変更について
   (2) 富士川水系河川整備事業（事業再評価）について
6. 閉会

（本会議前）

1. 委員会規則について
2. 委員長選出
3. 委員会運営要領について

議 事 録

（本会議前）

1. 委員会規則について

＜司会：内藤副所長＞

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所、河川の副所長をしています内藤です。どうぞよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

まず、会議資料のご確認をさせていただきます。お越しいただいている方には、お手元に配布させていただいております。「議事次第」、「委員名簿」、「座席表」、「資料１　富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則」、「資料２　富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」、「資料３　河川整備計画フォローアップ委員会について」、「資料４　富士川水系河川整備計画変更について」、「資料５　富士川直轄河川改修事業」、「資料６　富士川直轄河川改修事業（様式集）」、資料番号はありませんが、「富士川水系河川整備計画本文」になります。 資料の過不足等ございませんでしょうか。

それでは、まず初めに委員の紹介をさせていただきます。

この後、本会議の方で、一言いただきますので、紹介のみとさせていただきます。まず、秋山信彦委員。本日 Web で出席でございます。浅見佳世委員。 浅見委員も、本日 Web で出席いただいております。大石哲委員、本日は都合により欠席です。大槻順朗委員、よろしくお願いします。岡崎巧委員、本日は都合により欠席です。風間ふたば委員、よろしくお願いします。絹村敏美委員は都合によりご欠席です。清水一也委員、よろしくお願いします。馬籠純委員、

よろしくお願いします。武藤慎一委員、よろしくお願いします。山内和也委員、本日は都合によりご欠席です。

本会議の開催にあたりまして、まず委員会の規則についてご説明をさせていただきます、事務局よりお願いします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

流域治水課長の瀬尾と申します。座って説明させていただきます。

それでは「資料１　富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則」という資料をご覧ください。読み上げさせていただきます。

（資料１読み上げ）

附則として、変更日をいれてございます。

2. 委員長選出

＜司会：内藤副所長＞

ただいまご説明いたしました規則につきまして、ご質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この規則に基づきまして、引き続き委員長の選出に入らせていただきます。今、ご説明いたしました、規則の第３条の６で「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております、どなたか委員長を引き受けていただける方、また、ご推薦等あればお願いいたします。

風間委員お願いいたします。

＜風間委員＞

推薦させていただきます。富士川水系河川整備計画の有識者会議でも座長を務めていただいた山梨大学の大槻先生が適任かと思いますが、いかがでございましょうか。

＜司会：内藤副所長＞

ありがとうございます。ただいま風間委員から大槻委員のご推薦がございました。皆様、ご異論等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。ご異論等ないようですので、委員長は大槻委員にお願いしたいと思います。大槻委員、よろしいでしょうか。

＜大槻委員＞

はい。

＜司会：内藤副所長＞

ありがとうございます。では大槻委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

＜大槻委員長＞

ただ今、ご指名いただきました山梨大学の大槻でございます。僭越ながら委員長を引き受けまして、このフォローアップ委員会を滞りなく進行していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞

ありがとうございました。それでは、これからの進行につきましては、大槻委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員会運営要領について

＜大槻委員長＞

それでは次第のとおり委員会運営要領についての審議となります。まずは事務局から運営要領（案）について、ご説明お願いいたします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

それでは、「資料２　富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」と記載された資料をご覧ください。こちらも読み上げさせていただきます。

（資料２読み上げ）

＜大槻委員長＞

ただいまご説明ありましたように、運営要領につきまして、委員の皆さん、この案で進めてもよろしいでしょうか。ご質問等ございましたらお願いいたします。Web の先生方もいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは運営要領の審議につきましては、終了いたしまして、事務局より進行をお願いします。

＜司会：内藤副所長＞

ありがとうございました。そうしましたら運営要領につきましては、原文の通りで、運営要領の案をとらせていただきまして、附則の施行期日は、「3　本運営要領は、令和７年１１月２７日から適用する。」とさせていただきます。

また今後、本日の会議も含めまして、原則、この本要領に沿って運営をさせていただきます。第 5 条に委員会の公開についてということで、原則として報道機関を通じて公開となりますので、本日取材を希望されています報道機関の方がいらっしゃいますので、これから入室していただきます。

それから今日は一般傍聴のご希望がありましたので、別室にて映像と音声を流して、傍聴していただく形になりますので、ご承知おきいただければと思います。

1. 開会

＜司会：内藤副所長＞

それでは皆さんの準備も整ったようですので、改めまして本日進行の方を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。本日の委員会ですが、対面と Web を併用しての開催とさせていただいております。

開会に先立ちまして、記者の方々にお願い申し上げます。事前にお知らせをしておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の委員長挨拶までとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、記者の皆様、それから別室で傍聴されている皆様には、事前にお知らせしております注意事項、運営要領等に沿って、適切に取材傍聴をしていただき、議事進行にご協力をいただきますようお願いいたします。あわせて整備局職員による記録・撮影等を行っておりますので、ご了承いただければと思います。それから本日の資料及び議事録につきましては取りまとめの上、後日ホームページにて公開を予定しております。

2. 挨拶

＜司会：内藤副所長＞

それではお手元の議事次第に沿いまして、まず開会にあたりまして、甲府河川国道事務所長の草野よりご挨拶申し上げます。

＜草野事務所長＞

ただいまご紹介いただきました、甲府河川国道事務所長の草野でございます。本日は大変お忙しいところ、富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。この整備計画ですが、有識者会議の委員の皆様方と、今年度 7 月からご議論いただきまして、10 月に第 3 回の委員会を終えた後に関係県の意見照会などを行わせていただきまして、おかげさまで、昨日 11 月 26 日付けで変更手続きが完了したということでございます。重ねて感謝申し上げます。本日の委員会でございますが、我々は公共事業を実施する時に事業再評価を行っております。整備計画が変更されたということを持ちまして、整備の内容も変更になるということでございまして 事業再評価の一環として、ご審議いただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

＜司会：内藤副所長＞

続きまして、「3　委員紹介」です。 委員の方々を委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。 紹介後、一言頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

秋山信彦委員です。本日は Web で出席となってございます。

＜秋山委員＞

東海大学海洋学部の秋山です。本日は伺えず申し訳ありません。よろしくお願いします。

＜司会：内藤副所長＞

よろしくお願いいたします。

続きまして、浅見佳世委員です。本日は Web で出席となってございます。

＜浅見委員＞

常葉大学の浅見です。私も Web からのご挨拶となって申し訳ありません。よろしくお願いします。専門は植物生態学で、保全生態学といったところになります。これからどうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞

よろしくお願いいたします。

続きまして、大石哲委員ですが、本日は都合により欠席となってございます。

続きまして、大槻順朗委員です。

＜大槻委員長＞

大槻でございます。よろしくお願いいたします。山梨大学 から参りました。専門は河川工学になります。委員長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞
　ありがとうございます。大槻委員におかれましては、先ほど互選により、委員長をお願いしてございます。
　続きまして、岡崎巧委員ですが、本日は都合により欠席となってございます。
　続きまして、風間ふたば委員です。

＜風間委員＞
　風間でございます、山梨大学の名誉教授でございます。専門は水質です。どうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞
　よろしくお願いいたします。
　続きまして、絹村敏美委員ですが、本日は都合により欠席となっています。
　続きまして清水一也委員です。

＜清水委員＞
　清水でございます。よろしくお願いいたします。 山梨県土地改良事業団体連合会に所属しております。今回の場合でいうと、農業利水の関係ということで出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞
　よろしくお願いいたします。
　続きまして馬籠純委員です。

＜馬籠委員＞
　お世話になります。山梨大学の馬籠と申します。専門の方は水文学、水資源、所属は環境科学系ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

＜司会：内藤副所長＞
　よろしくお願いします。
　続きまして、武藤慎一委員です。

＜武藤委員＞
　山梨大学の武藤です。よろしくお願いします。専門は河川整備評価、及び防災の面で今回審議させていただければと思います。よろしくお願いします。

＜司会：内藤副所長＞
　よろしくお願いいたします。
　続きまして最後、山内和也委員ですが、本日は都合により欠席となってございます。
　また、その他オブザーバーとして山梨県、静岡県の方にも出席を頂いてございます。
　なお、本日は委員 11 名中 7 名の委員にご出席いただいておりますので、運営要領に基づいて求められる委員の半数以上の出席がございますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

4. 委員長挨拶

＜司会：内藤副所長＞

それでは、議事次第の「4　委員長挨拶」をお願いいたします。大槻委員長、よろしくお願いいたします。

＜大槻委員長＞

改めまして山梨大学大槻でございます。この度委員長に推薦いただきまして、このフォローアップ委員会が滞りなく進むこと、また充実した審議ができることを支えていきたいというふうに思っております。先ほど草野所長の方からございましたけれども、高水流量、正常流量、それから新しいところとしては環境目標の定量化にも取り組まれて、新しい整備計画が昨日策定ということで、事務所の皆さん、整備局の皆さんにおかれましては、大変なご苦労があったところと存じます。

整備計画の変更、未来に向けて、実効性のあるものにしていくためには、このようなフォローアップ委員会は非常に重要だと思います。

少し話がズレますが、先月、水シンポジウムを開催してございまして、「山梨・暴れ川富士川の治水・利水・環境　古の知恵と現代の技術の融合～過去は未来のみちしるべ～」こういったタイトルで、山梨甲府盆地、それから山梨県の水資源の豊かさであったり、あるいはその未来に向けてもっと改善していくべくことが幅広く議論されまして、改めて富士川の課題だったり、強みとしていくべきところが、見えてきたのではないかというふうに思っております。現在シンポジウムの模様が、YouTube にもアップされてございますので、ぜひそちらの方、ご覧いただければというふうに存じます。

少し長くなりましたけれども、このような気候変動といった新しい変革の時代におきまして、この整備計画がしっかりとした実行性のあるものになっていくよう尽力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

＜司会：内藤副所長＞

ありがとうございました。それでは、報道機関の皆様におかれましては、カメラ撮りの方はここまでとさせていただければと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

5. 議事

＜司会：内藤副所長＞

それでは、議事次第の「5　議事」に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご発言にあたりましては、委員長の指名の後にご発言いただきますようお願いいたします。 それでは、ここからの進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（1）富士川水系河川整備計画の変更について

＜大槻委員長＞

ここから私の方で進行をさせていただきます。それでは議事次第「5（1）富士川水系河川整備計画の変更について」に入ります。事務局の方から説明をお願いいたします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

甲府河川国道事務所流域治水課長の瀬尾と申します。よろしくお願いします。着座にて資料の説明をさせて頂きます。「資料 3　河川整備計画フォローアップ委員会について」をご覧ください。

河川整備計画に基づきまして、河川およびダム事業の事業再評価についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告することとされています。下に青枠で囲われていますが、河川整備計画フォローアップ委員会については、河川整備計画の点検及び事業再評価、または事後評価の審議を行っていただきまして、事業評価監視委員会に事業評価の審議結果を報告するとともに、河川整備計画の変更の必要性が確認された場合は、整備計画変更の検討に進んでいくというところで、ご審議をいただく場となってございます。

なお、整備計画変更が必要な場合は、河川整備計画の有識者会議の中で議論して、整備計画の検討をして、計画が変更されるという流れでございます。本日は、河川整備計画は変更になったばかりで、整備計画の点検の部分は、進捗状況がありませんので、整備計画の内容についてご説明させていただきたいと考えてございます。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

「資料４　富士川水系河川整備計画変更について」をご覧ください。

富士川水系においては、将来の方向性を定める河川整備基本方針を気候変動を考慮しまして、令和７年３月に変更したところでございます。これを受けて、富士川水系河川整備計画についても、気候変動を考慮し、令和７年 11 月 26 日に変更したところでございます。それまでに関係県会議・有識者会議を開催させていただき、令和７年８月７日、令和７年８月 28 日及び 29 日、令和７年 10 月７日に関係県の方々や学識経験を有する方々にご審議をいただいたところでございます。また、変更案を作成した後、住民の意見聴取等、関係県からの意見聴取及び関係省庁との協議も終えて、令和７年 11 月 26 日に変更になってございます。

次に河川整備計画の変更内容についてまとめたものをご説明させていただきます。

対象区間は、大臣管理区間とし、対象期間は概ね 30 年とさせていただいているところでございます。

流量配分については、気候変動を考慮し、基準点となる清水端 9200m^3/s、北松野 18,400m^3/s と変更させていただいてございます。

これは戦後最大規模となっております釜無川では昭和 57 年８月、笛吹川では昭和 34 年８月の洪水の降雨量に気候変動を考慮して 1.1 倍にしたもので算出してございます。主な整備メニューとしましては、オレンジ色で堤防整備等と、緑色で侵食防止対策、青色で河道掘削と記載しておりますが、特に堤防が低いところについて、堤防整備等を進めるとともに、河道掘削と侵食防止対策を進めていくというところでございます。

河道掘削については将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を行うほか、河道の変化、多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全・創出や、既設の橋梁や護岸、取水施設等、水利用に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その効果を踏まえながら河道掘削を実施することとさせていただいてございます。

次でございます。先ほどまでは整備のメニューでございましたが、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持する事項としまして、河川整備基本方針で定めた正常流量についても記載しておりまして、清水端地点でかんがい期 22m^3/s、非かんがい期 13 m^3/s と定めたところでございます。また、維持流量については、令和４年度末に設定したところでございますが、現況の流況に対して維持流量が著しく不足する区間については、中間目標を定めまして、段階的な流量の確保に努めるとさせていただいているところでございます。

また、河川環境の整備と保全については、良好な水質の保全に努めるとともに、礫河原環境等、比較的維持されておりますが、良好な環境を保全することを基本的な考え方として、河川整備の実施にあたっては、良好な河川環境の保全・創出を図る。それから富士川の 5.0km～6.0km 付近の雁地区では、かつて大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大し乾燥した立地が目立っており、外来種等の進入などにより礫河原の減少が見られることから、定量

目標として礫河原環境が 25ha 程度存在するようにするということを定めさせていただいているところでございます。

また、人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備については、「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施することとしております。

動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出にあたっては、河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置し、水域も含めた動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。また、川幅が広い区間においては、横断形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。河道掘削と合わせてハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行うというようなことをさせていただいているところでございます。

気候変動におきまして、流域治水の考え方は非常に大事でございまして、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者の取組だけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係機関が、主体的に取り組む社会を構築する必要がございます。

富士川沿川には、治水技術の伝承として、信玄堤及びこれに関係する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など、先人と洪水との戦いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有しているところでございます。これらの歴史的治水施設の意義を学び、後世に継承するため、関係地方公共団体との調整を図りつつ、歴史的治水施設およびその周辺の占用等に関し調整を行うとともに、施設管理者の協力を得ながら、施設の維持、保全及び活用を図るとさせていただいているところでございます。

河川の維持管理にあたっては、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期、具体的な維持管理対策を定めた「富士川河川維持管理計画（国土交通大臣管理編)」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を、サイクル型維持管理により効果的・効率的に実施します。

資料３、４の説明は以上となります。

＜大槻委員長＞

ただいま事務局より富士川水系河川整備計画の変更についてご説明がありました。挙手の上ご発言をいただきたいと思います。 いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

この件に関しましてはご意見ないということでございますので、次に、進みたいと思います。

（２）富士川水系河川整備事業（事業再評価）について

＜大槻委員長＞

それでは、次第の「5（2）富士川水系河川整備事業（再評価）について」事務局から説明をお願いいたします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

それでは、「資料５　富士川直轄河川改修事業」をご覧ください。

ページをめくっていただきまして目次になります。事業をめぐる社会情勢の変化、事業の進捗状況と見込み等、コスト縮減や代替案立案等の可能性、事業の投資効果、関係自治体等の意見、今後の対策方針（原案）の順でご説明させていただきます。

最初に流域の概要でございます。富士川は鋸岳に源を発しまして、甲府盆地を南流し、駿河湾に注ぐ幹川流路延長約 128km、流域面積約 3,990km² の一級河川でございます。

富士川流域の年平均年降水量は 1,200mm と少雨傾向でありますが、下流部は 2,220mm と多雨傾向になってございます。日本三大急流の一つに数えられまして、下流部においても 1/300 から 1/400 と非常に急勾配な河川になります。流域の西側に、大断層である糸魚川-静岡構造線が走っているため、極めて脆い地質構造になっておりまして、崩壊地が多く、豪雨とともに崩壊土砂が流出してくるというような特徴を持っているというところでございます。

災害発生時の影響、地域開発の状況でございます。甲府盆地や富士川下流の富士市や静岡市では扇状地が形成されており、かつては扇頂部から広がる氾濫流によって大きな被害が発生していました。

治水施設の整備により、流路が安定したことによって、人口・資産が甲府盆地と下流の富士市、静岡市に集積しており、市街化が進んでおります。

災害が発生した場合は、人口・資産が集中している甲府盆地、富士市に甚大な被害が発生し、地盤が低い地区等では浸水継続時間が長期に及ぶ場所もあるというところでございます。地形の特徴としまして扇状地になってございますので、川に向かって南側に向かって下がっていくというような地形になってございます。土地の利用状況でございますが、昭和 51 年に比べて令和 3 年には市街化が進んでいるところが見て取れるかと思います。

洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を記載させていただいております。これは想定しうる最大の規模を表示させていただいておりますが、地形が低いところは水がたまって浸水継続時間が長くなるというような想定がされております。

次に河川改修等の経緯でございます。明治 40 年、明治 43 年の洪水を契機として、大正 10 年から直轄事業として工事に着手しました。その後、昭和 34 年 8 月洪水等の被害や流域の開発等を鑑み、昭和 49 年に工事実施基本計画を改定し、また平成 9 年の河川法改正に伴い平成 15 年に河川整備基本方針、平成 18 年に河川整備計画を策定しました。さらに、気候変動の変更を踏まえ、令和 7 年 3 月に富士川水系河川整備基本方針、同年 11 月に富士川水系河川整備計画を変更したところでございます。

次に過去の災害実績でございます。戦後最大規模の洪水である昭和 57 年 8 月の洪水、昭和 34 年 8 月洪水では、釜無川や笛吹川において、堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しております。平成 18 年の河川整備計画策定以降も、平成 23 年 9 月洪水、平成 29 年 10 月洪水、令和元年 10 月洪水など中小規模の洪水によって堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生しており、応急復旧や、緊急的な対策を実施しております。こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生する恐れがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施する必要があると考えてございます。昭和 57 年の 8 月の洪水では山梨県内でも、床上浸水等の甚大な被害が起きているというところでございます。先ほどもお話しましたが、釜無川では、戦後最大規模の洪水となっております。昭和 34 年の洪水では、富士川、笛吹川で大きな被害が出ており、笛吹川の戦後最大規模の洪水になっております。平成 23 年や令和元年の洪水では 1 回の洪水で、広い高水敷があったところについても侵食によって堤防際まで、河岸が削れるというような被害が出ているというところでございます。

災害発生の危険度でございます。堤防整備等の治水対策を推進していますが、戦後最大規模の洪水を流下させることができない区間が残っております。富士川、釜無川、笛吹川等では、洪水等の河床変動や洪水前後の流路変動が大きく、洪水規模の大小にかかわらず、堤防及び河岸を急激に洗堀し、今後甚大な被害が発生するおそれがあります。洪水が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがあるとともに、流域が一体となった「流域治水」の推進が不可欠であります。堤防整備状況ですが、堤防整備等の治水対策を推進しておりますが、戦後最大規模の洪水を流下することができない区間が残っているというところでございます。今後整備が必要な区間ということで、53.2km と記載してございますが、これは富士川に必要な標準的

な堤防断面を満足していない区間というところで、高さとか幅が不足している区間を全般的に記載してございます。下に帯金地区、宮木地区とございますが、我々が、その水位以下に水を流そうとしている計画高水位よりも堤防の高さが足りないところを、写真で掲載させていただいているところでございます。次に、堤防の安全性の確保でございます。中小規模の洪水によって、堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生し、緊急復旧や緊急的な対策を実施しているところでございます。今後、甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施する必要があります。この図は衛星写真に、水が光っているところを、水が流れているところとして、着色したものでございます。富士川においては令和元年 10 月以降、大きな洪水がありませんが、川の流れによってみお筋が変動していることがわかるかと思います。こういったことが洪水の時にも大きな河岸侵食の要因になっているというところでございます。

次でございます。地域の協力体制でございます。水防災意識社会の再構築を目的として、沿川市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するため、平成 28 年に「富士川流域における減災対策協議会」を設立し、「富士川流域の減災に係る取組方針」に基づき、各機関が取り組みを実施しているところです。近年の激甚な水害や気候変動による水害リスクの増大に備えるため、集水域から氾濫域にわたる流域に係るあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へ転換するため、令和 2 年に「富士川流域治水協議会」を設置し、「富士川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめました。富士川流域の横川等 4 河川を令和 7 年 9 月に山梨県が特定都市河川に指定し、「流域治水」の取り組みを一層推進しているところでございます。地域の活性化や生活基盤の充実につながる富士川治水事業が積極的かつ計画的に推進されるよう、ご要望をいただいているところでございます。下に減災対策協議会による取り組み事例を入れてございます。右側にございますように、５年間で実施する重点項目を 10 項目定めまして、各機関が取り組みを行っていただいているというところでございます。その中でハザードマップの周知、避難情報の判断・伝達マニュアルの作成等を地域全体としてやっていただいているというところでございます。また、富士川流域治水協議会においては、今年の 9 月に、整備計画の策定状況と情報共有を行ったところでございます。

河川整備計画の概要でございます。先ほどもご説明しましたが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、富士川水系河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上を図っております。目指す治水安全の水準は戦後最大規模の洪水の降雨量に気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮し整備計画の目標流量とし、洪水による被害の発生防止または軽減を図っているというところでございます。河川整備計画の目標流量については、清水端でこれまで 6,800m^3/s でしたが、気候変動を考慮して 9,200m^3/s まで引き上げ、北松野については、14,300 m^3/s であったところを 18,400m^3/s まで引き上げているというところでございます。

急流河川であり、土砂生産量の多い富士川においては、土砂動態を把握し、現況河道を評価した上で、河川環境の向上を図りつつ、河道掘削や堤防整備等による流下能力を確保するための対策を実施するとともに、河岸侵食・河床洗掘が頻発する状況に鑑み、侵食対策等により、堤防の安全性の向上を図ります。さらに、中流部については、地形特性を考慮のうえ、浸水防止対策を行います。関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら、災害リスクを考慮した土地利用等を推進しつつ、効率的に災害の発生の防止又は軽減を図っていくというところでございます。オレンジのところで堤防整備等（浸水防止対策）とございますが、ここは特に昭和 57 年等の洪水により、家屋の浸水被害があったような場所や、堤防の高さが著しく足りていないところについては、早急に対策を行いたいということから、浸水防止対策という記載をさせていただいているところでございます。また、河道掘削を青色で示させていただきましたが、河道掘削にあたっては、将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を行うほか、河道の

変化、多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全・創出し、河道の変化、既設の橋梁や取水施設等水利用に配慮するとともに、継続的なモニタリングを実施し、その結果を踏まえながら河道掘削を実施するというところでございます。また、侵食防止対策は緑の枠で大きく囲っているところでございますが、人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全度を向上させるための整備を計画的に実施したいというふうに考えているところでございます。

次に、事業進捗の見込みでございます。赤と緑の凡例がございますが、当面 7 年で実施するものを赤、概ね 30 年間で実施するものを緑で記載させていただいてございます、一線になっているところが堤防整備等、三重線で書いてあるところが河道掘削でございます。侵食防止対策は三角で記載させていただいているところでございます。また、黄色の凡例がございますが、これは砂利採取等というところになってございます。当面 7 年に実施する箇所は、下流の岩淵地区、中流部の切石、帯金、宮木、飯富、鬼島地区というところで、堤防整備等を実施していきます。合わせて、侵食防止対策は、資産が集積するような箇所を中心に、計画的に侵食防止対策を実施していくところでございます、その後、河道掘削を行いながら、掘削した土砂を活用して堤防整備を推進するとともに、侵食防止対策についても進めていくというところでございます。整備のメニューといたしましては、堤防整備等で 8.9km、河道掘削として 420 万 m^3、侵食防止対策として 4.1km を想定しているところでございます。河道掘削の欄の下に括弧して 960 万 m^3 とありますが、これは砂利採取、黄色のところで民間の活力を活用して実施しようというふうに考えているところでございまして、近年の年間採取量をもとに算出している値でございます。

次でございます。コスト縮減や代替案立案等の可能性でございます。河道掘削等の実施にあたっては、砂利採取等の民間活力を活用することによりコスト縮減に努めていきたいと考えてございます。樹木伐採については公募伐採や無償配布、バイオマス発電など民間企業を活用する等のコスト縮減を図りつつ、計画的に伐採していきます。土砂堆積については、流下能力に支障をきたしているため、砂利採取計画への位置付け等、民間活用を図りつつ、計画的に堆積した土砂の撤去を実施しているところでございます。こういった取り組みをますます推進させて、コスト縮減に努めたいと考えているところでございます。

次でございます。事業の投資効果での算出の流れ、算出方法についてでございます。まずは計画規模の洪水及び発生確率が異なる流量規模で氾濫ブロックごとに氾濫計算を実施してございます。整備期間は令和 8 年から令和 37 年の 30 年間としてございます。河道条件としては、事業実施前については令和 7 年度河道、これは令和 2 年度測量成果に、その後の堤防整備等の実績を踏まえたものでございます。事業実施後は令和 37 年度河道としています。対象波形は、富士川については昭和 57 年 8 月洪水、笛吹川については昭和 34 年 8 月洪水でございます。対象規模は 1/2、1/3、1/5、1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 としてございます。※をつけていますが、確率規模別の雨量に気候変動により予測される将来の降雨変化倍率 1.1 倍を考慮した外力として設定しています。これによって氾濫計算を行い、流量規模別に氾濫ブロックごとの被害額を算出しているというところでございます。直接被害と間接被害について事業実施しない場合と実施した場合の差分を求めて、被害軽減額を算出し、年平均被害軽減期待額を出し、これを B（便益）としているところでございます。事業費についてはこれからの事業費をすべて積み上げているところでございます。事業期間内の維持管理費は、整備により新たに発生する維持管理費のみを計上しております。また、事業完了後 50 年間の維持管理費は、事業期間内の累計維持管理費としております。費用については、デフレーターを考慮した現在価値化している値になってございます。

次に被害額の算出方法でございます。基本的に「治水経済調査マニュアル令和 7 年 7 月」に基づいて算出するというところでございます。直接被害額として、一般資産被害と農作物の被害と公共土木施設等の被害、間接被害として、営業停止損失と応急対策費用を計上していると

いうところでございます。資産データについては、令和2年度の国勢調査、経済センサス、それから令和3年度の国土数値情報、平成22年度の延床面積等のデータを使っているというところでございます。

次に費用対効果分析でございます。河川改修事業に関する総便益は、洪水氾濫区域における家屋、農作物、公共施設等に想定される被害に対して、年平均被害軽減期待額を治水経済調査マニュアル（案）に基づき計上してございます。

被害軽減効果としましては、14,094億円、残存価値としては9億円、総便益としては14,103億円ということでございます。当面7年の事業に関する総便益としては、被害軽減効果は145億円、残存価値1億円、総便益としては146億円とさせていただいてございます。河川改修事業に関する総費用については、建設費として213億円、維持管理費25億円、総費用として238億円でございます、当面7年度事業に関する費用については、建設費82億円、維持管理費9億円、総費用91億円とさせていただいたところでございます。これは社会的割引率4%およびデフレーターを用いて現在価値化した値となっているところでございます。これに基づいて出した、費用便益費については、全事業の期間令和8年～令和37年についてはB/C=59.3、当面期間令和8年～令和14年についてはB/C=1.6と算出してございます。

また、貨幣換算が困難な効果等による評価もさせていただいているところでございます。河川整備基本方針規模の洪水においては、笛吹川右岸F159の地点で破堤した場合、事業実施により、最大孤立者数が約9,300人から約5,900人、電力停止による影響の人口は13,300人から8,600人に低減されると試算されております。最大孤立者数については、避難率を40%として算出してございます。電力停止については、浸水深が70㎝以上のところを算出してございます。

次に、関連自治体等の意見でございます。再評価における各県の意見は次の通りになります。山梨県からは「本県としては、対応方針（原案）のとおり、富士川直轄河川改修事業を継続することに異存ありません。本事業は、本県にとって重要な事業であり、事業の継続が必要であると考えております。実施に当たっては、河道掘削等で発生する土砂の築堤材料への流用など、コスト縮減に努めるとともに、計画どおり事業が進捗するよう、引き続き推進をお願いします。」というご意見をいただいてございます。

静岡県からは「対応方針（原案）のとおり、富士川直轄河川改修事業を継続することについて、異存ありません。本事業は、国道1号や東名高速道路、東海道新幹線等主要な交通の要衝を有し、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業等の産業や人口が集中する富士川下流域において、洪水被害を軽減し、県民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図る重要な事業です。一方で、本県財政は厳しい状況にあり、令和7年度から10年間を計画期間とする「中期財政計画」を策定し、県債残高は全国平均以下を目指して通常債残高を1,000億円程度削減することを目標の一つとしています。特に令和10年度までの4年間を「改革強化期間」と定め、財政運営に大きな影響を与える大規模プロジェクトについて事業費を検証するなど、行財政改革を進めています。洪水を安全に流すための堤防整備や河道掘削等必要な対策の加速化にあたり、コスト縮減や効率化に御配慮いただくようお願いします。また、「流域治水」の推進に当たっては、本県、関係市町の取組への支援及び一層の連携の強化に特段の配慮をお願いします。なお、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。」というご意見をいただいてございます。

最後に、今後の対応方針（原案）でございます。「(1) 事業の必要性等に関する視点（事業の投資効果)」1）事業をめぐる社会情勢の等の変化としまして、甲府市、富士市等の重要都市をかかえる富士川の氾濫域においては、市街化が進行しており、ますます改修事業の必要性が高まっている。引き続き堤防整備、河道掘削、侵食防止対策等の事業を進める必要がある。2）事業の投資効果は令和7年度評価時、富士川直轄河川改修事業B/C=59.3、B（便益）については14,103億円、C（費用）238億円でございます。「(2) 事業の進捗状況、事業の進捗見込みの視

点」として今後の事業の実施の目途、進捗見通しについては、特に大きな支障はない。事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者等との調整を十分に行い実施する。「(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」として河道掘削等の実施にあたっては、砂利採取等の民間活力を活用することによりコスト縮減に努める。「(4) 今後の対応方針（原案)」として当該事業は、現段階においても、災害の発生の防止又は軽減を図る目的における事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考える。

以上でございます。

＜大槻委員長＞

ありがとうございました。ただいま事務局より富士川水系河川整備事業（事業再評価）についてご説明がございました。どなたからでも結構でございます。挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

＜清水委員＞

土地改良事業団体連合会の清水です。

今後の対応方針の原案について、このまま富士川直轄改修事業を継続することについて問題ないと考えております。

富士川水系河川整備計画の変更に際して、各委員、関係県、住民の皆さんから、多くの意見を踏まえたことによる方針だと認識しております。それで私の農業水利の立場から、こういった整備計画を進めていくにあたって、利水者にとって影響がないように、対応を引き続きお願いしたいという感想です。よろしくお願いします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

利水についても留意してやっていきたいと考えております。よろしくお願いします。

＜大槻委員長＞

ありがとうございます。 その他いかがでしょうか？

では、武藤委員お願いいたします。

＜武藤委員＞

ありがとうございました。私も整備計画について、有識者会議でも議論あったと思いますので、このまま整備を進めていただければというふうに思います。10 ページ目で赤く示していただいたところが当面 7 年間で整備する。甲府盆地の下流部の方の整備を進めていただいて、さらに上流部の堤防整備等を進めていていただけるということですから、上流の方の整備をすると下流に影響がもたらされることも懸念されるかなと思うんですが、下流の方もきちんと早めにやりながらということもお伝えいただけると流域住民の方も安心されるかなと思います。

あと、山梨県さんと静岡県さんも見ていただいているかと思うんですけど、県が実施する河川整備との調整も情報共有していただきながら行っていただけるといいかなと思います。富士川の整備がきちんとなされることによって、県の河川整備も、うまく連動すれば効率よく進んでいくのかなと思いますので、お願いしたいと思ってます。

あともう一つ、費用便益分析のところも示していただいて、それで費用便益比が非常に大きくなってまして、これはいろいろとあると思うんですけど、長期の計画になるので、建設費は少なくとも 30 年で済んで、それ以降も便益の方は発現するというところもあったりして、こういう大きな費用便益比にもなってるのかなとは思います。ですから、これだけ大きな効果をもたらす事業なので、そういう面は、静岡県さんからはコスト縮減の話もあったと思うんですが、しっかりと進めていただくことがいいのかなと思いました。

便益の細かいところ、資料6の方には細かくデータがまとめられているかと思うんですが、特に家屋への効果とか公共土木施設への効果っていうのが非常に整備によって効果が出てくるというところで、こういったところもうまく広報していただけると、住民の皆さんもより賛同いただけるというか、こういう事業はもちろん安全性が高まるので大丈夫だと思うんですけど。そのあたりも、いろいろな形で情報発信をしていただけるといいと思います。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

ご意見ありがとうございます。

基本的に危険度の高いところからということで甲府盆地より下流のところで、まず堤防整備を進めさせていただいてから河道掘削というような手順で考えさせていただいているところでございます。県との河川整備の連携については、我々、流域治水協議会をやっておりますし、当然県さんとも、密にお話をしながら実施させていただいておりますので、今後も各県と連携しながら整備を進めていきたいと考えているところでございます。

また、家屋等の一般資産の被害額は、資料6の様式3の中で一般被害額っていうところを見ていただくと、左下に被害額があります。

被害額としては、最も大きくなっており、こういったところを解消していくために、整備を進めていきますので、情報発信しながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

＜大槻委員長＞

はい。ありがとうございました。

その他、ご意見いかがでしょうか。

＜風間委員＞

ご説明ありがとうございました。委員の方々からのお話もあるように、ここで一番大事なことが、一番最後のページの原案について、了解するかどうかということだと思うんですけど、これについては私の方でも依存はございません。

質問というか教えていただきたい、確認させていただきたいと思ったところが9ページと10ページのところに関係するところです。

当面7年間で行っていくというところが、先ほども武藤委員の方から話があったように堤防の整備については、甲府盆地の下流の方の10ページの赤いところが、まだきちんと進んでいないところについて、しっかりやるということなんですけど、上流側の方の釜無川と笛吹川については侵食防止対策が、9ページの方では破線のグリーンで、広い範囲が書かれているんですけれども、下の10ページの方で侵食防止対策の中の三角印ですね、笛吹川で1点、釜無川で2地点と選ばれてるんですが、この理由をもうちょっとわかりやすくご説明いただけるとありがたいなと思います。

それから、この侵食防止対策を具体的にどういうふうに進めるかっていうことについて、9ページのところに、イメージがあるんですけれども、そちらでお考えの上流部の笛吹川と釜無川における侵食防止対策っていうのは、どんなものを考えておられるのかっていうことをもしお話いただけるようであれば、聞かせていただければと思います。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

侵食防止対策については、9ページで甲府盆地や富士平野をはじめとした安全度を向上させるための整備を計画的に実施すると記載をさせていただいているところでございます。10ページで、三角で入れているようなところは現在、堤防に護岸が入っていないようなところを抽出して箇所出しをしてるというところでございます。整備の内容としましては、護岸の整備を中心に考えて、侵食防止対策を進めていきたいと考えているところでございます。

＜大槻委員長＞
ありがとうございました。その他いかがでしょうか。
Web の方の先生方もいかがでしょうか。

＜秋山委員＞
特にありません。

＜浅見委員＞
特にありません。

＜大槻委員長＞
特にないとのこと、わかりました。では、馬籠委員お願いします。

＜馬籠委員＞
ご説明、ありがとうございました。私も原案については異存ありません。県も含め、いくつか要望があったように、コスト縮減のところは非常に大きな要望があり、住民にとっても非常に重要かと思います。情報発信のところで、例えば 11 ページのところとか、非常に一生懸命やってくださっているところなので、その縮減効果がよりポジティブな情報発信で伝わるとよいのかなと思います。もちろん洪水はそんなに頻度が高いと困るんですけれども、やはりいろいろな工事が進むと、安全度が上がると思いますので、情報共有という意味では、縮減の効果を含む安全度向上といった情報を様々な方法でうまく発信したりしていただいたり、いろいろな協議会でも発信したりしていただくと、自治体も含め、流域治水の視点でも安心度が上がってくるなと思います。ぜひ継続的な情報発信をお願いしたいなと思います。コメントというか、感想となってしまいましたが、どうぞよろしくお願いします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞
ありがとうございます。
整備の効果については、情報発信をしていきたいと考えております。

＜大槻委員長＞
他いかがでしょうか。
よろしければ、私の方からも質問させてください。
2 点ございまして、1 つ目は、河道掘削。当面 7 年間では掘削はあまりしないと思ってるんですけれども、今後は掘削をしないと厳しいというのがあるんですけど、逆に言うと、富士川の場合は拡幅をしなくてもなんとか掘削で頑張れるっていうところ、ある意味幸いになったなという気もした次第です。それで流量自体は 1.3 倍ぐらいのそれなりの大きな値になっているなかで、実際どのぐらいの水位の違いがあるのかっていうのをもう少し早い段階で、出していただいた方がいいかと思います。 それから、民間の方、つまり砂利採取を使って掘削を進めていくということで、10 ページ目に数字を記載いただいているのですが、これがどれくらい現実的な値なのかというのはもう少しクリアにしていいのかなというふうに思いまして、掘削した土砂を適切に処理していかないと厳しい状況になりますので、このあたりの現実味があるのかというところを、補足いただければと思います。
もう 1 つが、環境に関する内容でして、今回、直轄の河川改修事業の中では、主に治水に関する新しく設定した高水流量への対応というところを特に書いていただいているというふうに認識しておりますけれども、一方で、環境目標の設定がございまして、これを具体的に、どう

していくのかとか、どういう対応をとっていくのか、あるいは今後こういうことも目標にすべき点があるんじゃないかというような、まだ走り出したところで十分に定量目標ができてないような点もあると思います。そういったところを今後、どのようなイメージで補っていくかっていったこの 2 点についてお願いします。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

はい。1 点目砂利採取については、今後 30 年間で計画していますが、年間だいたい 30 万m^3ぐらい掘削していくと、この量になるかなというふうに考えてございます。この値については、近年砂利採取については特定採取という形でやっておりますので、近年の実績をベースに算出しておりますので現実的じゃない数値ではないというふうに考えております。

ただ、今後我々が実施して欲しいところを掘ってもらうことになるので、その辺については、民間の方ともよく話をして調整をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、環境に関しては、整備計画の概要にも、入れさせていただきましたが、環境を踏まえて河道掘削していくことが、当然と考えてございます。最近は、定期測量などでも三次元のデータで測量を実施しておりますので、そういったデータを活用しながら、瀬とか淵とかの掘る前の状況と、掘った後の状況をどうするかというところを考えつつ、環境に配慮した河道掘削の設計をしていきたいと考えております。

＜大槻委員長＞

そこのあたりは柔軟に現場の状況を見ながら、やり方を更新していくというようなことでしょうか。

＜事務局：瀬尾流域治水課長＞

そうです。

＜大槻委員長＞

理解いたしました。ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。

先ほど述べ忘れましたが、全体の方針につきましては、私の方も賛成の立場です。

特に大きな反対意見はございませんでしたので、ご説明いただいた原案どおり継続ということで判断をさせていただきたいと思います。

これで本日の議事が終了しましたので、進行を事務局に返したいと思います。お願いいたします。

6. 閉会

＜司会：内藤副所長＞

大槻委員長、議事進行、ありがとうございました。 また委員の皆様におかれましてはご審議いただきましてありがとうございます。本日の議事録につきましては、委員の皆様に内容をご確認いただいた後に、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて、一般に公開させていただければと思います。議事録の方は整理出来次第、皆様の方にお送りさせていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。それでは、これを持ちまして令和 7 年度第 1 回富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。Web 参加の先生方もありがとうございました。